

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から、別紙 1 のとおり通知がありましたので、通知します。

各学校においては、児童生徒一人一人に応じた心のケアに努めていただいているところですが、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があり、9月1日に児童生徒の自殺者が顕著に多いデータもあるほか、昨年は、8月～10月にかけて自殺者数が多い傾向にありました。

児童生徒の自殺予防に向けては、児童生徒のSOSを早期に把握し、適切な支援につなげることが重要であることから、昨年度、文部科学省において、1人1台端末等を活用して、無償・有償で利用できる健康観察・教育相談システムを整理するとともに、Googleフォーム又はMicrosoft Formsを活用して同様のアンケートフォームを作成するためのマニュアルを作成しました。

つきましては、児童生徒の自殺予防について組織体制を整え、取組を強化するとともに、1人1台端末等の活用によるSOSの早期把握について積極的に取り組むようお願いいたします。

記

1 学校における早期発見に向けた取組について

各学校において、長期休業の開始前から、ICTツールも活用しつつ、アンケート調査、教育相談等を実施するとともに、一人一人に対して面談を行うなど、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めること。

2 保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すとともに、別紙 2 及び 3「主な相談窓口（北海道）」を参考に、相談窓口も周知すること。

3 学校内外における集中的な見守り活動

学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、児童生徒の見守り活動を強化し、警察と連携する際は、「学校・警察連絡員」が情報共有を図り、緊急を要する事案を含め緊密に連携した対応に当たること。

4 ネットパトロールの強化

長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。また、警察等関係機関においてネットパトロールが実施されている場合には、当該関係機関との積極的な連携に努めること。

5 校内研修の実施

道教委が作成した資料等を活用し、児童生徒の発達の段階に応じた組織的・体系的な取組を進め、不安や孤立感を抱えている児童生徒一人一人に寄り添った心のケアに努めること。

< 校内研修に活用できる資料 >

- 北海道教育委員会「児童生徒の自殺を予防するためのプログラム」

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/jisatuyoboukyouiku.htm>



- 「SOS の出し方に関する教育」を始めましょう！
- 子どもの SOS に気づくために～校内の教育相談体制を確認しましょう～
- 子どもたちの S O S を受け止めるために

<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/shiryuu.html#chapter-5>



< 相談機関 >

- 子ども相談支援センター

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijimedenwasoudan.htm>

- ・ 電話相談 0 1 2 0 - 3 8 8 2 - 5 6
- ・ メール相談 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp



- ほっかいどうこどもライン相談（中学生、高校生対象）

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/snssoudan.htm>



（生徒指導係）

（企画・調整係）

児童生徒の自殺は学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、児童生徒の自殺予防に係る取組を実施していただくようお願いいたします。



6 初 児 生 第 9 号
令和 6 年 7 月 12 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

千 々 岩 良 英
(公 印 省 略)

児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記については、これまでも自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）等に基づき、学校において、児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいただいているところで

す。
しかしながら、警察庁・厚生労働省の自殺統計によると、令和 5 年の児童生徒の自殺者数は 513 人と、過去 2 番目に多い件数となり、大変憂慮すべき状況にあります。また、令和 6 年の児童生徒の自殺者数は、1 月から 5 月までの暫定値で 182 人（令和 5 年同期間：186 人）という状況にあります。

18 歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があります。別添 1 のとおり 9 月 1 日に児童生徒の自殺者が顕著に多いデータもあるほか、別添 2 のとおり、昨年は、8 月～10 月にかけて自殺者数が多い傾向にありました。これらの時期にかけて、学校として、児童生徒の自殺予防について組織体制を整え、取組を強化することは、児童生徒の尊い命を救うことにつながります。

これらのことを踏まえ、下記のとおり、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組に全力で取り組んでいただくよう、何卒よろしくお願いいたします。

また、別添3のとおり、令和5年の児童生徒の自殺の原因・動機として、学校問題のうち、約6割が学業不振や入試・進路に関する悩みであることが分かっており、長期休業において進路等を検討する児童生徒もいると考えられることを踏まえ、進路指導の充実や見守り活動を丁寧実施していただくようお願いします。

さらに、児童生徒の自殺者数が依然として高い水準にある中、児童生徒の心や体調の変化を把握したり、個別の児童生徒の状況を多面的に把握するICTツールを適切に活用したりすることは、教職員がこれまで気付いていなかった児童生徒の心身状態に気付くことができ、教職員の児童生徒理解の幅が広がり、悩みや不安を抱えた児童生徒の早期把握や早期支援につながると考えられ、ひいては、児童生徒の自殺の未然予防にもつながるものと考えております。

そこで、昨年度、文部科学省において、1人1台端末等を活用して、無償・有償で利用できる健康観察・教育相談システムを別添4のとおり整理するとともに、Google フォーム又は Microsoft Forms を活用して同様のアンケートフォームを作成するためのマニュアルを別添5のとおり作成しております。

これらの資料も活用しつつ、また、令和5年度補正予算における「1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入に向けた調査研究」（別添6）を積極的に活用いただきながら、各学校及び学校設置者におかれましては、1人1台端末等の活用によるSOSの早期把握について取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

また、こども家庭庁から「こどもの自殺対策に係る取組について（通知）」（令和6年7月12日付けこ支総第71号こども家庭庁支援局総務課自殺対策室通知）、厚生労働省からは「令和6年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）」（令和6年7月12日付け参自発0712第2号厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）通知）が発出されていますので、併せて共有します。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知を図るとともに、児童生徒の自殺予防について特段の御配慮をお願いします。

記

（1）学校における早期発見に向けた取組

各学校において、長期休業の開始前から、ICTツールも活用しつつ、アンケート調査、

教育相談等を実施するとともに、一人一人に対して面談を行うなど、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めること。

また、学校が把握した悩みや困難を抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等に対しては、長期休業期間中においても、全校（学年）登校日、部活動等の機会を捉えて児童生徒との面談の実施や、保護者への連絡、家庭訪問等により継続的に児童生徒の様子を確認し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合（※）には、教職員が抱え込まず、速やかに学校の管理職、学校設置者と情報共有を図り、保護者、医療機関等とも連携しつつ、命の危機を防ぐため万全の体制で対応に当たること。

また、児童生徒の自殺の背景の一つとして精神疾患が挙げられていることを踏まえ、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察や教育相談の実施等により、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行ったり、スクールソーシャルワーカー等を活用して医療等の関係機関に繋いだりするなど、心の健康問題への対応を徹底すること。その際、「スクールカウンセラー等活用事業」や「スクールソーシャルワーカー活用事業」を利用して、スクールカウンセラーが児童生徒へのカウンセリングを行ったり、スクールソーシャルワーカーによるスクリーニングを行ったりするなど新たな取組を行った場合は、追加配置が可能な場合もあるので御相談いただきたいこと。

加えて、「SOS の出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施するなどにより、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心して SOS を出すことのできる環境の整備に努めること。

さらに、「24 時間子供 SOS ダイアル」を始めとする電話相談窓口や、SNS 等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。相談窓口の周知にあたっては、教室など児童生徒の目につきやすい場所への掲示や 1 人 1 台端末を活用する際のポータルサイト、ブラウザのお気に入り機能等を活用して、各種相談窓口を周知するなどの方法も考えられること。

（※）自殺予防教育については、「子供に伝えたい自殺予防－学校における自殺予防教育導入の手引－」を参照。特に、自殺を企図する兆候については、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」第 2 章を参照。

○「子供に伝えたい自殺予防－学校における自殺予防教育導入の手引－」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm



○「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm



(2) 保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。その際、文部科学省のHP上の子供のSOSの相談窓口（※）や「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする相談窓口も保護者に対して周知しておくこと。複数の相談窓口を周知する場合は、悩みや不安を抱える児童生徒がどこに相談すべきか混乱してしまわないよう、必要に応じて相談窓口を整理し、周知すること。なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業期間中における保護者会等の機会や学校（学級）通信を通じて、保護者に促すことが考えられること。学校は、保護者から相談を受けた時には、必要に応じて関係機関と連携しながら、適切に対応すること。

（※）子供のSOSの相談窓口 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm



(3) 学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。また、学校外における見守り活動については、教育委員会等において、学校、警察等関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築し、取組を実施すること。その際、警察との連携においては、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（令和5年2月7日付け4文科初第2121号）において指定を求めている「学校・警察連絡員」が情報共有を図り、緊急を要する事案を含め緊密に連携して対応に当たること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効であること。

(4) ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察に連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。また、警察等関係機関においてネットパトロールが実施されている場合には、当該関係機関との積極的な連携に努めること。

【添付資料】

- 別添 1 18 歳以下の日別自殺者数（平成 27 年版自殺対策白書（抄））
- 別添 2 児童生徒の月別自殺者数〔推移〕（厚生労働省・警察庁）
- 別添 3 小中高生の自殺の原因・動機（厚生労働省・警察庁）
- 別添 4 1 人 1 台端末を活用した健康観察・教育相談システム一覧
- 別添 5 健康観察・教育相談アンケート作成マニュアル
- 別添 6 不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業について

【参考資料】

【生徒指導提要（改訂版）】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm



- 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf



- 小学生用啓発教材「わたしの健康」、中学生用啓発教材「かけがえのない自分 かけがえのない健康」、高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm



【担当】

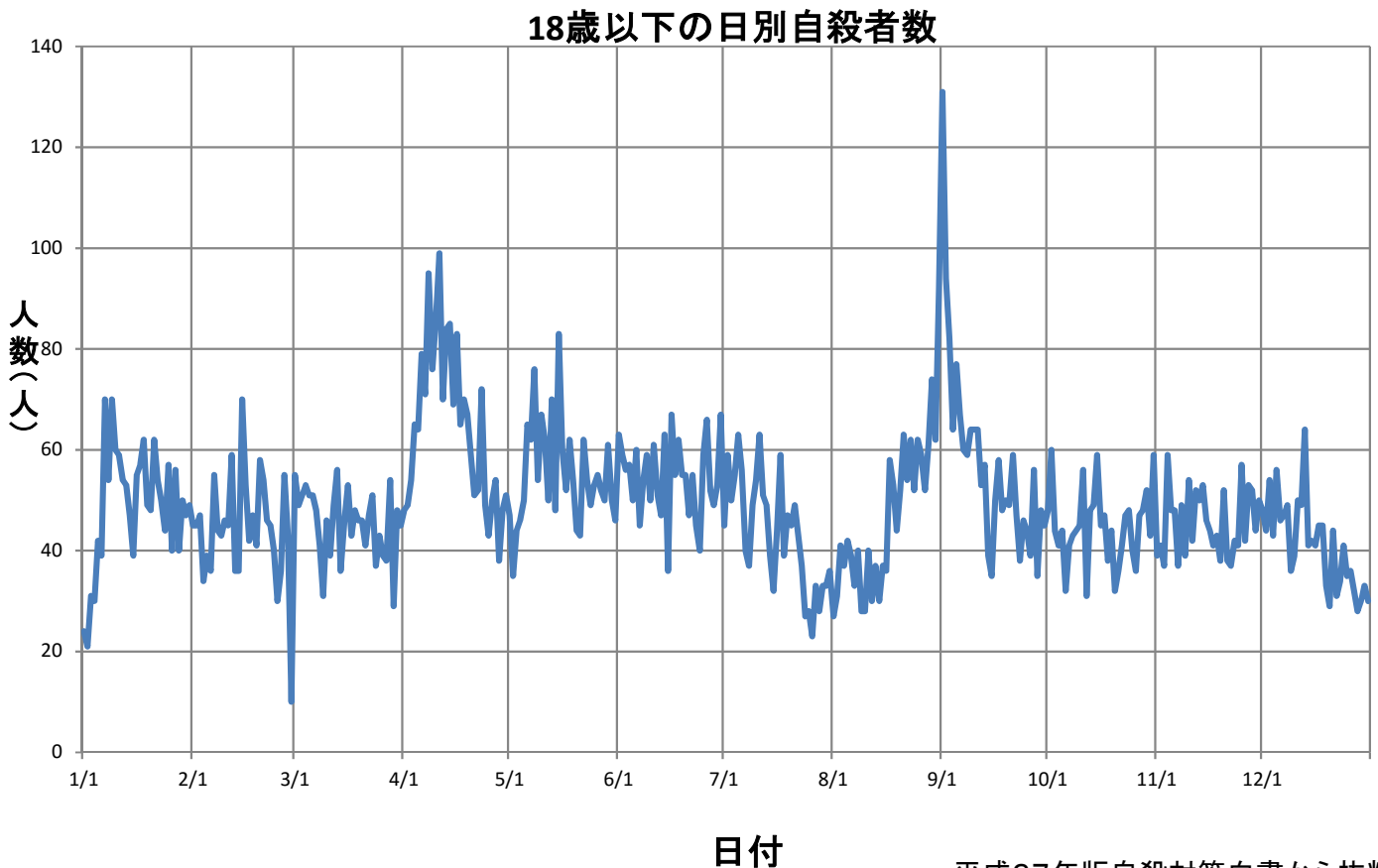
文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導企画係

電 話 03（5253）4111（内線3298）

03（6734）3298（直通）

E-mail s-sidou@mext.go.jp

18歳以下の日別自殺者数



平成27年版自殺対策白書から抜粋

(過去約40年間の厚生労働省「人口動態調査」の調査票から内閣府が独自集計)

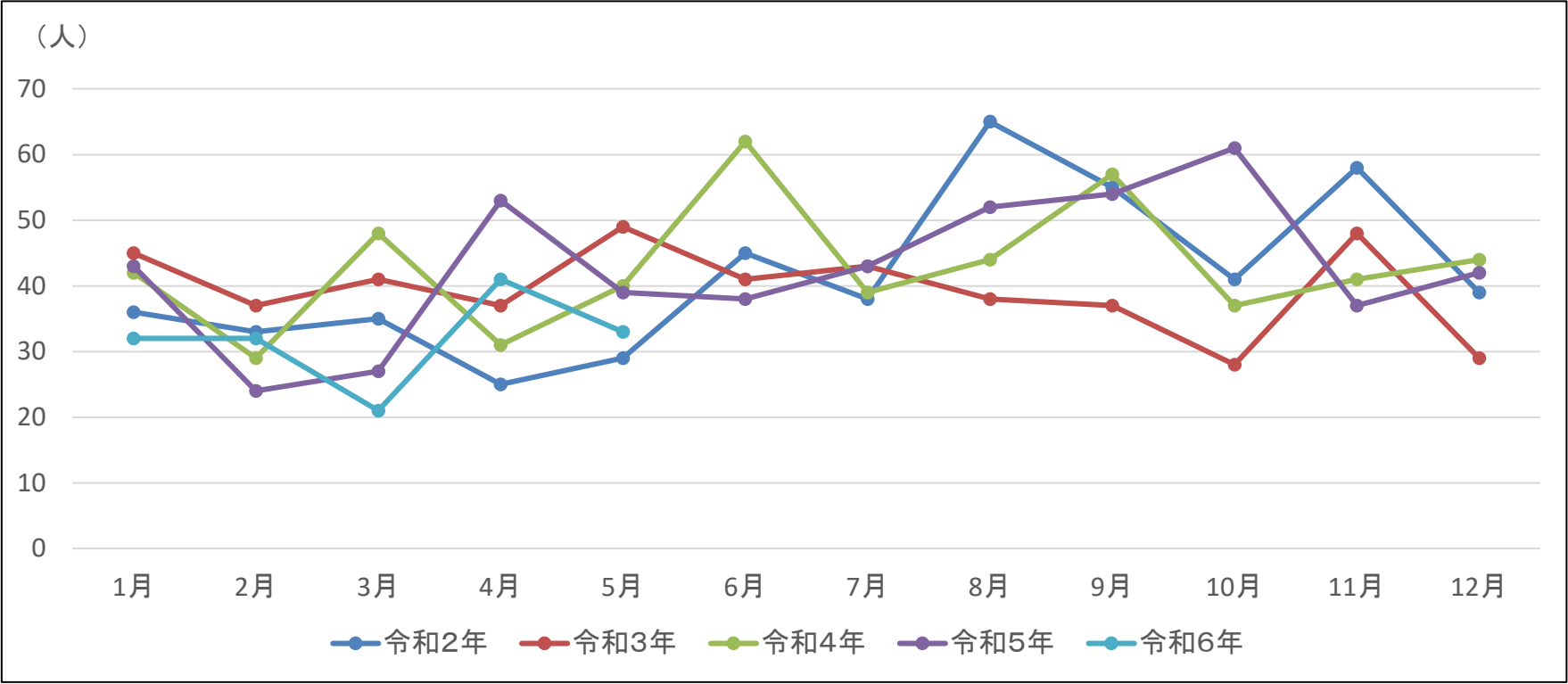
【平成27年版自殺対策白書(内閣府作成)の関係記述】

児童生徒の自殺を防ぐためには、学校や家庭、地域における対応や連携が重要であるが、自殺が起こりやすい時期が事前に予想できるのであれば、その時期に集中的な対応を行うことで一層の効果が期待できると考えられる。

18歳以下の自殺者において、過去約40年間の日別自殺者数をみると、夏休み明けの9月1日に最も自殺者数が多くなっているほか、春休みやゴールデンウィーク等の連休等、学校の長期休業明け直後に自殺者が増える傾向があることがわかる。

学校の長期休業の休み明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きくかわる契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、彼らの変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化や、児童生徒向けの相談や講演等の対応を集中的に行うことは効果的であろう。

児童生徒の月別自殺者数[推移]①



(人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	45	37	41	37	49	41	43	38	37	28	48	29	473
令和4年	42	29	48	31	40	62	39	44	57	37	41	44	514
令和5年	43	24	27	53	39	38	43	52	54	61	37	42	513
令和6年	32	32	21	41	33								159

(出典)「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に作成。

児童生徒の月別自殺者数[推移]②

学校種及び男女別自殺者数

(人)

			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和4年	小学生	総数	1	1	1	1	1	3	0	3	2	0	2	2	17
		男子	1	0	0	1	1	3	0	3	1	0	0	2	12
		女子	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	5
	中学生	総数	15	8	12	9	9	14	8	10	18	13	14	13	143
		男子	7	2	8	6	6	6	6	4	6	9	7	6	73
		女子	8	6	4	3	3	8	2	6	12	4	7	7	70
	高校生	総数	26	20	35	21	30	45	31	31	37	24	25	29	354
		男子	19	12	18	14	19	19	18	22	18	15	15	19	208
		女子	7	8	17	7	11	26	13	9	19	9	10	10	146
令和5年	小学生	総数	3	1	0	2	1	0	1	0	0	3	1	1	13
		男子	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	5
		女子	2	0	0	2	1	0	1	0	0	1	1	0	8
	中学生	総数	14	9	11	12	9	14	12	19	11	22	9	11	153
		男子	7	5	7	2	6	7	6	9	4	10	5	5	73
		女子	7	4	4	10	3	7	6	10	7	12	4	6	80
	高校生	総数	26	14	16	39	29	24	30	33	43	36	27	30	347
		男子	13	12	9	22	13	16	12	16	18	18	15	17	181
		女子	13	2	7	17	16	8	18	17	25	18	12	13	166
令和6年	小学生	総数	3	0	0	1	1								5
		男子	2	0	0	0	1								3
		女子	1	0	0	1	0								2
	中学生	総数	14	10	7	15	11								57
		男子	5	5	2	6	2								20
		女子	9	5	5	9	9								37
	高校生	総数	15	22	14	25	21								97
		男子	8	7	7	13	10								45
		女子	7	15	7	12	11								52

(出典)「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に作成

小中高生の自殺の原因・動機

○令和5年の小中高生の原因・動機は、学校問題が最も多く（261件）、次いで健康問題（147件）、家庭問題（116件）となった。
○特に学校問題の内訳をみると、学業不振（65件）、進路に関する悩み（入試以外）（53件）、学校問題その他（51件）、学友との不和（いじめ以外）（48件）が多かった。

令和5年			家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	計	学校問題								その他	不詳
									学業不振	入試に関する悩み	進路に関する悩み（入試以外）	いじめ	学友との不和（いじめ以外）	教師との人間関係	性別による差別	学校問題その他		
	小学生	総計	6	1	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	1	4	3
		男性	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	2	2
		女性	5	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1
	中学生	総計	46	26	1	0	4	92	28	12	12	1	20	2	0	17	19	24
		男性	23	10	1	0	3	43	15	7	7	0	5	0	0	9	9	8
		女性	23	16	0	0	1	49	13	5	5	1	15	2	0	8	10	16
	高校生	総計	64	120	4	4	29	166	36	24	41	0	27	4	1	33	36	61
		男性	37	53	2	2	7	109	22	18	29	0	16	3	0	21	21	26
		女性	27	67	2	2	22	57	14	6	12	0	11	1	1	12	15	35
	合計	総計	116	147	5	4	33	261	65	36	53	1	48	6	1	51	59	88
		男性	61	63	3	2	10	154	38	25	36	0	21	3	0	31	32	36
		女性	55	84	2	2	23	107	27	11	17	1	27	3	1	20	27	52

令和4年			家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	計	学校問題								その他	不詳
									学業不振	入試に関する悩み	進路に関する悩み（入試以外）	いじめ	学友との不和（いじめ以外）	教師との人間関係	性別による差別	学校問題その他		
	小学生	総計	4	3	0	0	0	8	3	0	0	1	3	0	0	1	3	4
		男性	3	2	0	0	0	4	2	0	0	1	1	0	0	0	3	3
		女性	1	1	0	0	0	4	1	0	0	0	2	0	0	1	0	1
	中学生	総計	43	25	1	0	3	84	22	17	25	2	11	1	0	6	22	30
		男性	25	12	1	0	1	43	13	10	13	1	3	1	0	2	13	14
		女性	18	13	0	0	2	41	9	7	12	1	8	0	0	4	9	16
	高校生	総計	67	101	8	1	27	189	58	20	35	5	35	7	1	28	41	59
		男性	38	35	6	1	18	125	43	15	26	1	16	5	1	18	26	42
		女性	29	66	2	0	9	64	15	5	9	4	19	2	0	10	15	17
	合計	総計	114	129	9	1	30	281	83	37	60	8	49	8	1	35	66	93
		男性	66	49	7	1	19	172	58	25	39	3	20	6	1	20	42	59
		女性	48	80	2	0	11	109	25	12	21	5	29	2	0	15	24	34

前年差			家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	計	学校問題								その他	不詳
									学業不振	入試に関する悩み	進路に関する悩み（入試以外）	いじめ	学友との不和（いじめ以外）	教師との人間関係	性別による差別	学校問題その他		
	小学生	総計	2	-2	0	0	0	-5	-2	0	0	-1	-2	0	0	0	1	-1
		男性	-2	-2	0	0	0	-2	-1	0	0	-1	-1	0	0	1	-1	-1
		女性	4	0	0	0	0	-3	-1	0	0	0	-1	0	0	-1	2	0
	中学生	総計	3	1	0	0	1	8	6	-5	-13	-1	9	1	0	11	-3	-6
		男性	-2	-2	0	0	2	0	2	-3	-6	-1	2	-1	0	7	-4	-6
		女性	5	3	0	0	-1	8	4	-2	-7	0	7	2	0	4	1	0
	高校生	総計	-3	19	-4	3	2	-23	-22	4	6	-5	-8	-3	0	5	-5	2
		男性	-1	18	-4	1	-11	-16	-21	3	3	-1	0	-2	-1	3	-5	-16
		女性	-2	1	0	2	13	-7	-1	1	3	-4	-8	-1	1	2	0	18
	合計	総計	2	18	-4	3	3	-20	-18	-1	-7	-7	-1	-2	0	16	-7	-5
		男性	-5	14	-4	1	-9	-18	-20	0	-3	-3	1	-3	-1	11	-10	-23
		女性	7	4	0	2	12	-2	2	-1	-4	-4	-2	1	1	5	3	18

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

1人1台端末を活用した 健康観察・教育相談システム一覧

初等中等教育局児童生徒課

1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進



文部科学省

趣旨

- ・ **こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月2日）** 1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指す。
- ・ **誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）（令和5年3月31日）** 1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進とされており、これらを踏まえ、1人1台端末を活用した児童生徒の心や体調の変化の早期発見や適切な支援につなげるためのシステム・マニュアル等について、下記の通り整理した。

無償

会社名	システム名	機能	機能詳細
Google	Google フォーム	・ 健康観察 ・ 相談窓口	・ アンケート機能（健康観察に活用） ・ 記述式アンケート機能等を用いた相談窓口 ・ リンク、QRコード、メールによるフォームの共有 ・ Google スプレッドシート等へのデータのエクスポート ・ Google Apps Script を利用したアラート機能等の実装
Google	Looker Studio 【Google】Looker Studio in a minute -YouTube	・ データの可視化	・ Google スプレッドシート等のデータソースから表やグラフ等を作成し、データを可視化 ・ データの自動更新や様々なフォーマットのグラフにより、多様な角度からの迅速な分析が可能に
Microsoft	Microsoft Forms	・ 健康観察 ・ 相談窓口	・ アンケート機能（健康観察に活用） ・ 記述式アンケート機能等を用いた相談窓口 ・ リンク、QRコード、メールによるフォームの共有 ・ Microsoft Excel へのデータのエクスポート ・ Microsoft Excel のマクロによるアラート機能
Microsoft	Reflect 【Microsoft Teams for Education】Reflect - YouTube	・ 健康観察	・ 既存の質問項目を選択して、アンケートを簡単に作成 ・ 文字だけでなくキャラクターを使った選択肢 ・ 健康観察等に特化し、Microsoft Formsをより簡易に利用

Google フォーム、Microsoft Forms 用いた健康観察・相談窓口の作成方法([リンク](#))

Looker Studio、Reflect の活用事例([リンク](#))

1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進

有償

※使用機能、使用する組織等の規模によって金額は変動する。

会社名	システム名	料金（生徒1人当たり月額） （税込）※	機能	機能詳細（他の機能含む）
一般社団法人 RAMPS 	RAMPS（ランプス） https://ramps.co.jp	18.3円（年間200円） + 1学校あたり基本料 年間7万円	・健康観察 ・相談窓口	・自殺リスク評価を含む心身不調のスクリーニング指標を中心に構成（国内外研究知見を参考に） ・1次検査は子どもが一人でそと端末回答。2次検査では教員が端末の質問文を参考に詳しく問診 ・自殺リスクは4段階評価。「高リスク」判定の場合、予め登録された関係者に即時アラート通知 ・データ分析・可視化・自動レポート作成機能を充実。自殺リスクが高まる時期や学校の個別傾向等をダッシュボードで提示 ・東京大学での研究をもとに開発されたシステム。研究・試行段階含め全国の学校で8年間の教育現場への導入実績
公益社団法人 子どもの発達科学研究所 	デイケン（デイリー健康観察） https://kodomolove.org/school_support_program/tool_dayken	応相談 ※『デイケン』『NiCoLi』『学校風土調査』のセット価格は100円（年間契約）	・健康観察 ・相談窓口	・毎朝1分程度の簡易な入力で、子どもの心身の状態を把握し、必要な支援に早期対応が可能 ・研究成果をベースに、最適なタイミングで支援アラートを発出できるよう、常にバージョンアップ ・「相談ボタン」で、声に出せない子どもたちのSOSもキャッチアップし、担当、学校へ伝える ・弊社他ツールと連携し、多面的なアセスメントを実施。子どものメンタルを調査するWEBアプリ『NiCoLi』と併用することで、子どものメンタル状態についてより深く知ること、また、子どもが「学校の雰囲気」や「いじめ」について答える『学校風土調査』も組み合わせることで、子どもを取り巻く学校環境について知ることができ、学校がどのような対応、支援をしていくべきかを探ることが可能
公益社団法人 子どもの発達科学研究所 	NiCoLi（こころの健康観察ニコリ） https://kodomolove.org/school_support_program/tool_nicoli	50円 ※月1回、年間12回まで実施可。 ※『デイケン』『NiCoLi』『学校風土調査』のセット価格は100円（年間契約）	・健康観察 ・相談窓口	・早期兆候を示すメンタルヘルスの不調を科学的根拠を元にスクリーニング ・生徒個別のフィードバックシートで、児童生徒が自身の状態を把握したり、保護者との共有も可能 ・科学的根拠に基づく質問、及び即時フィードバックが可能。追加アセスメント、フォローアップも用意 ・子どもたちの回答後すぐに分析結果を知ること、早期介入を実現。深刻化を防止 ・科学的根拠に基づく簡便なシステム。10分～15分程度で回答が可能。児童生徒の負担が少ない ・他ツールと連携し、多面的なアセスメントが可能。『デイケン』と組み合わせることで、支援ニーズに対して早期介入。『学校風土調査』も組み合わせることで、学校がどのような対応をしていくべきかを探る

※使用機能、使用する組織等の規模によって金額は変動する。

会社名	システム名	料金（生徒 1 人当たり月額）（税込）※	機能	機能詳細（他の機能含む）
コニカミノルタ株式会社 	tomoLinks https://tomolinks.konicaminolta.jp/	応相談 ※連絡帳機能、授業支援機能、動画共有機能など有効化する機能によって異なるため	・健康観察 ・相談窓口	以下の「こころの日記」機能によって児童生徒のSOSを出す選択肢を増やし相談のハードル下げること で、早期発見と対応が可能になる。 [児童生徒]1日に1回、今日の気分を「とてもうれしい」「うれしい」「ふつう」「かなしい」から選んで登録 [児童生徒]誰にどのような内容で相談するかを選び自身のタイミングで相談希望を送信可能 [教員]学年やクラスでフィルタリングし、「今日の気分」や「相談の有無」の確認が簡便に可能 [教員]「かなしい」気分の登録や相談希望がある時にはアラートが出て見逃し防止 [教員]相談の状態(未確認)を制御できるため見落とし防止
スタンドバイ株式会社 	シャボテンログ https://shabotenlog.jp/	応相談	・健康観察 ・相談窓口（学校内）	・毎日、こころとからだの状態を4段階で記録する「こころとからだの健康観察」機能 ・先生やスクールカウンセラー等周囲の大人へ相談希望を出せる「話したいボタン」機能 ・子どもが、自身の状態をグラフ等で振り返り自己管理能力を高める「フィードバック」機能 ・アンケートにより、深刻ないじめ状況にある子どもを先生が把握できる「いじめリスクアセスメント」機能
スタンドバイ株式会社 	STANDBY https://standby-corp.jp/products/	応相談	・相談窓口（学校外）	・いじめ等で悩んでいる時に、一人一台端末やスマートフォンから、自治体や学校が設けた専門の相談員に匿名で報告・相談することができる機能 ・STANDBY導入校へ、脱いじめ傍観者教育授業を実施。授業内でアプリの活用方法を説明する「SOSの出し方教育」も行う
東京メンタルヘルス株式会社 	スクールコンケア https://t-mental.co.jp/school/concare/school	応相談 ※プランによる例) 1校当たり月額5,500円～（300名の学校で1人当たり月額18.3円～）	・健康観察 ・相談窓口	・日々の気分を6種類のお天気マークで記録し、気分変調した児童生徒を自動検知して、担任やカウンセラー等に自動メール報告。同時に本人にも相談案内メールが自動送信され相談促進が可能 ・個人、クラス、学年、カレンダー別で閲覧、自分自身の経年データを閲覧、メモ日記、打刻忘れアラート、毎日の打刻時に元気が出るメッセージをランダム表示(ios、android対応)などの機能 ・講師派遣による心の授業、気分の変え方など30種類の教育動画提供可、コンディションケアを理解したカウンセラーを定期的に派遣、メール・SNS等によるアウトリーチ声掛けサポートを実施可、PマークとISMS認証を取得。300名以上の心理士や監修医師が所属。

※使用機能、使用する組織等の規模によって金額は変動する。

会社名	システム名	料金（生徒1人当たり月額）（税込）※	機能	機能詳細（他の機能含む）
株式会社文溪堂 	ここタン https://ict.bunkei.co.jp/kokotan/	応相談	・健康観察 ・相談窓口	・担任だけでなく学校や組織全体での傾向把握や「今」ケアが必要な子どもを見逃さないシステム ・毎日午前・午後の2回、児童生徒の心や体調の様子や変化を記録することができる心や体調変化の記録機能 ・相談したい悩みなどがある場合、校内全ての先生から子どもたち一人ひとりが「希望する先生」を選んで相談希望を出せる「聞いてほしい」機能 ・各学校の利用状況閲覧などが可能な教育委員会機能
株式会社マモル 	マモレポ https://mamor.jp/mamorepo/	応相談	・健康観察 ・相談窓口	・マモレポポスト: いじめ等の悩みを24時間児童生徒のタイミングでいつでも学校へオンライン投函可能 ・マモレポメッセージ: いじめ等の悩みをいつでもオンライン相談可能。外部相談員（教育委員会やカウンセラー）が数日以内に回答。双方向のやりとりができる機能 ・小学校低学年の児童にもわかりやすいデザイン。相談内容を「仲間外れ」や「言葉の暴力」などイラストで表示 ・自治体ごとの細かいカスタマイズにも対応可能。マモレポのTOPページには教材（読み物）を掲載でき、児童生徒にいじめの定義の理解を促す
株式会社 ミライト・ワン・システムズ 	コンレポ https://www.mirait-one-systems.co.jp/solution/solution-conrepo.html	応相談 例）20円～100円（年間契約）	・健康観察 ・相談窓口	・オンラインで児童・生徒の健康をサポートし、教員の負担を軽減することを目的に開発された教育現場向けのクラウド型・健康管理サービス。入力状況一覧や月別集計など用途に合わせた多彩な集計機能を搭載 ・生徒がスマートフォンやタブレットなどで簡単なアンケート（体温、目覚め、気分など）に日々回答することで、生徒自身の心身の変化を自覚させることができるほか、学校で適切な支援策を迅速に図ることができるよう、生徒の心身状況を日々把握することが可能
株式会社 リーバー 	LEBER https://leber.jp/documents/leber_system_summery.pdf	22円～	・健康観察 ・相談窓口 （プランによる）	・こころの健康観察：毎日の気分チェック/定期のメンタルヘルスチェック/フリーコメント入力/スクールカウンセラー予約希望 ・からだの健康観察：頭痛、腹痛、発熱、夜眠れない等の選択式/フリーコメント入力 ・オンライン医療相談：24時間365日医師が回答/チャットボット問診等で心身の症状を相談 ・出欠席連絡：なりすまし欠席防止機能/部活動外部委託先共有機能/プール・マラソニード ・メッセージ・アンケート配信：クラス・部活・個別等/既読・未読/リマインド送信/PDF等添付 ・教育委員会専用管理画面：学校・保護者へのメッセージ配信/各学校の情報閲覧・管理

※使用機能、使用する組織等の規模によって金額は変動する。

会社名	システム名	料金（生徒 1 人当たり月額）（税込）※	機能	機能詳細（他の機能含む）
株式会社 EDUCOM 	スクールライフノート https://sweb.educom.co.jp/weblog/files/educomhpdoc/713/1486.pdf	応相談 ※校務支援システムとの連携などによって変動するため	・健康観察 ・相談窓口	・日々の心情を4つの天気で記録し、気持ちの自己調整と先生からの適切な早期支援を実現 ・体調や体温、就寝・起床時間など日々の生活リズムに関する情報が登録可能 ・相談したい悩みがある場合、毎日使う画面から簡単に任意の先生を選んで相談内容を送信 ・時間割共有や連絡帳・生活ノートとしての機能も備え、日々の学校生活の中で無理なく活用可能 ・校務支援システムとの連携により、校務ダッシュボードで学級や子どもの状況をより深く分析・共有
株式会社 LoiLo 	ロイロノート・スクール https://n.loilo.tv/ja/ https://help.loilonote.app/--5f8567143f41ab0022fa9651	応相談 ※導入初年度無料	・健康観察 ・相談窓口	・出欠席状況、検温記録の提出・確認 ・自由記述による児童生徒からのコメントの送付 ・児童生徒対象のアンケートの実施 ・毎日の振り返りの提出やフィードバックなどが可能
株式会社 NTTデータ関西 	こども相談チャットアプリ ぽーち https://nttdatankansai-porch.com/	応相談 （年間契約）	・健康観察 ・相談窓口	・GIGA端末やスマホなど様々なモバイル端末で動作することも使いやすいUIのチャットアプリ ・日々のアプリ起動時に気分・体調を5段階で確認し、こども自身の自己認知をすすめる ・こどもの気分・体調の変化からシステムが自動でやさしく声掛け、こどもの自発的な相談を促す ・小学校低学年のこどもでも気軽に利用できるようにイラストを活用した匿名相談が可能 ・匿名相談のため、自治体の職員様だけでなく、第三者機関の専門の相談員様も加えた様々な人員で体制を組み、みんなでこどもを見守り、サポートすることが可能 ・相談の匿名性を維持し、気分・体調は先生が閲覧できる仕組みで、教室声掛けにも活用可能
株式会社 Welcome to talk 	スクールメンタルヘルスケア https://welcometotalk.co.jp/service_list	220円	・健康観察 ・相談窓口	・ココモニ：1日1回、声を送ってココロの状態をモニタリング。テクノロジー（音声感情センシング）を活用してSOSサインを逃さない。相談希望時のアンケートはWHO-5（精神的健康状態表）を採用 ・テキスト健康相談：“より気軽に手軽に相談したい”に応えるテキストカウンセリング。マイページから何回でも、利用可。24時間いつでも受付。営業日3日以内に心理士回答 ・オンライン健康相談：“もっとじっくり、もっと深く相談したい”に応えるオンラインカウンセリング。相談1回＝45分。選べる専門家（心理士・精神科医・児童精神科医）。両日中に報告書を提出。教員の負担軽減を図りながらきめ細かな支援を実現

※使用機能、使用する組織等の規模によって金額は変動する。

会社名	システム名	料金（生徒 1 人当たり月額）（税込）※	機能	機能詳細（他の機能含む）
コントリ 	こころの学校けんしんくん https://minamiwakayama.hosp.go.jp/about/bumon/cnt000016.html	無料	・健康観察 ・相談窓口	・思春期のこころの健診システム。小学5年生から中学3年生までの子供自身が質問紙に回答/体とこころの状態を点数化/ 健診結果を学校と保護者の方へお知らせ ・子供の困りごとを「からだのつらさ・生活リズム・学校での困りごと・こころのつらさ・おうちのくらし」に分けて、適切な介入者（医師・専門医・スクールカウンセラー等）を選定 ・医療機関へ受診が必要と判定された子供には、「子どものこころ専門医」が相談窓口になり、学校医・ かかりつけ医・専門医など 地域の医療機関と相談し、受診先を紹介 ・本システムを利用いただく学校は、システム使用料は無料で、健診所要時間は20分程度

現状・課題

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であることから、「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月）及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）等を踏まえた不登校・いじめ対策を前倒して緊急実施。

事業内容【委託】

①教育支援センターの総合的拠点機能形成 3億円

- 支援を受けられていない不登校児童生徒へのアウトリーチ支援の実施や保護者に対する相談窓口を新たに開設する等教育支援センターが不登校児童生徒への支援に係る地域の総合的な拠点となるためのモデル構築を行う。
- 期待される機能・役割
 - ・ 学校内外の専門機関等で相談等を受けていない不登校児童生徒や保護者を支援につなげる。
 - ・ 不登校児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、子供たちを様々な学びの場や居場所につなげる。
 - ・ 学校、民間団体、保護者等と連携を図るための支援会議を実施。



いじめ・不登校・自殺リスク等の早期把握に向けた

②1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進 10億円

- 不登校やいじめ、児童生徒の自殺が急増する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図ることが必要
- 1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の小中高校での実施を目指し、各学校設置者の導入を推進する。



③不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進 1億円

- 各地域・学校における不登校・いじめ対策の実施状況を調査・分析し、対策ごとの効果・課題を整理することにより、さらなる不登校・いじめ対策の充実につなげるとともに、優れたモデルとなり得る事例を収集・展開する。

委託先

- ①都道府県・政令指定都市
- ②都道府県・政令指定都市等
※市区町村及び私立学校は都道府県から再委託
- ③民間団体等

対象経費

- ①専門スタッフ等に係る経費
連携会議開催等に係る経費 等
- ②「心の健康観察」導入に係る検討経費、教職員への研修・域内への普及等に係る経費 等
- ③アンケート・ヒアリング調査、報告書作成等に係る経費 等

主な相談窓口（北海道）① 小学生・小学部生用（令和6年4月）

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター （24時間子供SOSダイヤル） （メール相談）	北海道教育委員会 （文部科学省）	0120-3882-56 （0120-0-78310） sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、性的マイノリティ、性暴力の被害、家庭の事情で自分の時間がとれない、ヤングケアラーに関する事など、様々な悩みを相談できます。
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	北海道保健福祉部 （厚生労働省）	189 （いちはやく）	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
親子のための相談LINE	北海道保健福祉部 （厚生労働省）		平日9:00～17:00	いじめ、不登校、ヤングケアラー、虐待など様々な家族・家庭の相談ができます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドラインほっかいどう	認定NPO法人 チャイルドライン支援センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 （12/29～1/3除く）	18歳までの子どもが電話・チャットで様々な悩みについて相談できます。

主な相談窓口（北海道）② 小学生・小学部生用

名称	所管等	電話番号	受付	概要
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
こころの電話相談	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。
北海道こころの健康SNS相談	北海道保健福祉部		平日、土曜日 18:00～22:00 日曜日 18:00～翌朝6:00	日常生活や学校生活に関する悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 (SACRACH さくらこ)	北海道、札幌市	050-3786-0799 または #8891	平日10:00～20:00 (土日祝祭日、12/29～1/3除く)	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
		sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp		
北海道ヤングケアラー相談 サポートセンター	北海道保健福祉部	0120-516-086（電話）		ヤングケアラーに関する相談ができます。 開設時間 平日 8:45～17:30
		hokkaido.young.carer2022@gmail.com		
		080-9612-1247（SMS専用）		
		facebook.com/hokkaido.young.support (Facebook)		
		@youngcarer2022 (X 旧:Twitter)		

主な相談窓口（北海道）① 中学生・中学部生・高校生・高等部生用（令和6年4月）

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター （24時間子供SOSダイヤル） （メール相談）	北海道教育委員会 （文部科学省）	0120-3882-56 （0120-0-78310）	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、性的マイノリティ、性暴力の被害、家庭の事情で自分の時間がとれない、ヤングケアラーに関する事など、様々な悩みを相談できます。
		sodan-center@hokkaido-c.ed.jp		
ほっかいどうこどもライン 相談	北海道教育委員会		令和6年5月20日 令和7年3月24日 までの月曜のみ 17:00～22:00	いじめ、不登校、性暴力の被害など、 様々な悩みを相談できます。 対象：中学生、高校生 左記以外の相談期間 5/1～5/13毎日17:00～22:00 8/7～9/18毎日17:00～22:00 1/8～1/31毎日17:00～22:00
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	北海道保健福祉部 （厚生労働省）	189 （いちはやく）	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
親子のための相談LINE	北海道保健福祉部 （厚生労働省）		平日9:00～17:00	いじめ、不登校、ヤングケアラー、虐待など様々な家族・家庭の相談ができます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドラインほっかい どう	認定NPO法人 チャイルドライン支 援センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 （12/29～1/3除く）	18歳までの子どもが電話・チャットで様々な悩みについて相談できます。

主な相談窓口（北海道）② 中学生・中学部生・高校生・高等部生用

名称	所管等	電話番号	受付	概要
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
こころの電話相談	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。
北海道こころの健康SNS相談	北海道保健福祉部		平日、土曜日 18:00～22:00 日曜日 18:00～翌朝6:00	日常生活や学校生活に関する悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 (SACRACH さくらこ)	北海道、札幌市	050-3786-0799 または #8891	平日10:00～20:00 (土日祝祭日、12/29～1/3除く)	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
		sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp		
北海道ヤングケアラー相談 サポートセンター	北海道保健福祉部	0120-516-086 (電話)		ヤングケアラーに関する相談ができます。 開設時間 平日 8:45～17:30
		hokkaido.young.carer2022@gmail.com		
		080-9612-1247 (SMS専用)		
		facebook.com/hokkaido.young.support (Facebook)		
		@youngcarer2022 (X 旧:Twitter)		

こ 支 総 第 71 号
令和 6 年 7 月 12 日

都道府県
各 指定都市 こども政策担当部（局） 御中
中 核 市

こども家庭庁支援局総務課自殺対策室

こどもの自殺対策に係る取組について（通知）

こどもの施策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

こども家庭庁においては、令和 5 年の児童生徒の自殺者数が 513 名と過去最多であった前年（令和 4 年は 514 人）と同水準となったこと等を重く受け止めており、令和 5 年 6 月 2 日に「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（別添 1）に基づき、総合的な施策の推進を図っていくこととしています。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定。以下「骨太の方針」という。）においても「こどもの自殺対策の強化」との記載が盛り込まれたところ¹であり、今後、本プラン及び骨太の方針等に基づき、関係省庁と連携し、こどもの自殺対策に取り組んでまいります。

また、こうした動きを踏まえ、文部科学省からは「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（令和 6 年 7 月 12 日付け 6 初児生第 9 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知。別添 2）、厚生労働省からは「令和 6 年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）」（令和 6 年 7 月 12 日付け 参自発 0712 第 2 号厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）通知。別添 3）が発出されておりますので、貴管内におかれては、教育委員会指導事務主管課や自殺対策主管部局等の関係機関との連携を図っていただくようお願いいたします。

今後、貴管内におかれては、「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）に基づく「自殺予防週間」（9 月 10 日から 9 月 16 日の 1 週間）に向けて、各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくものと承知しておりますが、その際には、上記の内容について、十分に御了知の上、関係機関との連携を積極的に進めていただくとともに、

¹ 経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2024/2024_basicpolicies_ja.pdf p. 47 参照

管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いいたします。

【添付資料】

別添 1 こどもの自殺対策緊急強化プラン

別添 2 「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（令和 6 年 7 月 12 日付け 6 初児生第 9 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）

別添 3 「令和 6 年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）」（令和 6 年 7 月 12 日付け参自発 0712 第 2 号厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）通知）

（照会先）

こども家庭庁支援局総務課自殺対策室

電 話：03-3539-8352（直通）

E-mail：shien.kodomonojisatsu@cfa.go.jp

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

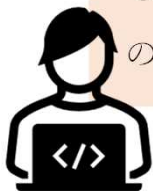
- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぷらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等

こどもの自殺対策緊急強化プランのポイント

リスクの早期発見

1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握

や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指すとともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する



的確な対応

多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」

を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を目指す



要因分析

警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行う

ための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む



こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現

こどもの自殺対策緊急強化プラン

令和5年6月2日

こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

1. はじめに

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じている。

その中で、我が国の自殺者数は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、小中高生の自殺者数は増えており、令和4年の小中高生の自殺者数が514人と、過去最多となった。

このような中、本年4月、こどもまんなか社会の実現を目指すこども家庭庁が発足した。こどもの自殺者数が増加していることを大変重く受け止め、こどもが自ら命を絶つようなことのない社会を作らなければならない。

こどもの自殺対策については、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）に基づき着実に進めていくことは当然であるが、こども家庭庁の大きな役割は、省庁の縦割りの打破と、こどもや若者の視点に立った政策づくりである。こども家庭庁において、こどもの自殺対策の司令塔として、「自殺対策室」を設置するとともに、こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催し、関係省庁の知見を結集し、総合的な施策を推進するため、関係省庁一丸となって対策の検討を行ってきた。連絡会議では、有識者・当事者の方々からのヒアリングを行い、この内容も踏まえ、ここに、こどもの自殺対策の強化に関する施策のとりまとめを行うものである。

本とりまとめについては、できるものから直ちに実行していく決意の下、今年度の「経済財政運営と改革の基本方針」に盛り込んでいくとともに、来年度の予算要求に反映していく。また、今秋に策定されることとされている、こども大綱に向けて、それぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱にこどもの自殺対策について盛り込めるよう検討を行っていく。

2. 議論の経緯

連絡会議は、令和5年4月27日、小倉内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）を議長とし、議論をスタートした。

第1回会議においては、関係省庁からこれまでの取組状況を共有し、こどもの

自殺の原因分析、各省庁の連携、情報発信と相談体制の強化の必要性などの方向性が確認された。

第2回・第3回会議では、これまで自殺対策に取り組んできた有識者、学者、団体、自治体、教育委員会、当事者の方々からご意見を伺った。加えて、連絡会議の議長である小倉内閣府特命大臣が、生きづらさに直面し、傷ついたことのある若者からご意見を伺ったほか、長野県の「子どもの自殺危機対応チーム」の視察及び意見交換を行った。

これらのご意見等を踏まえ、関係省庁においてこどもの自殺対策の強化について検討を進め、第4回会議において、とりまとめに至ったものである。

3. 取り組むべき施策

以下、こどもの自殺対策の強化策について、要因分析、教育や普及啓発、早期発見、相談体制の整備、自殺予防のための対応などの区分を行った上で、関係省庁が取り組んでいく施策を整理した。個別の取組について、複数の区分に該当するものもあるが、最もなじみが深いと思われる区分に記載されていることにご留意いただきたい。

(1) こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む【こども家庭庁・警察庁・消防庁・文部科学省・厚生労働省】
- ・ 上記の調査研究においては、予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review; CDR）のモデル事業において把握された知見について、モデル事業の関係者の了解を得た上で活用する。あわせて、モデル事業を通じ、CDRの体制整備に必要な検討を進める【こども家庭庁】
- ・ 警察や消防において、自殺統計原票や消防の救急搬送のデータを作成・集計する【警察庁・消防庁】
- ・ 学校において、児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案について、学校が持つ情報の整理等の基本調査を行い、自殺の背景に学校生活に係る要素があると考えられる場合や、遺族の要望がある場合等には、学校又は学校の設置者が再発防止を検討するための第三者を主体としたより詳細な調

査を行う。国においては、基本調査や詳細調査の実施状況を把握・公表するとともに、詳細調査の結果を収集し、児童生徒等の自殺の特徴や傾向、背景や経緯等を分析しながら、児童生徒等の自殺を防ぐ方策を検討する【文部科学省】

- ・ いじめによる自殺を含むいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）に基づくいじめ重大事態については、文部科学省に報告を求め、その情報をこども家庭庁とも共有しつつ、学校・学校設置者に対していじめ防止対策推進法等に基づく重大事態調査の適切な運用等必要な指導助言や支援を行う【文部科学省・こども家庭庁】
- ・ いじめの問題や自殺予防等の生徒指導上の諸課題に対応し、児童生徒の社会的資質・能力の育成等を図るための取組・対応策を国において研究し、その成果を普及する【文部科学省】

(2) 自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ こどもの心の問題について、各都道府県等における拠点病院を中核とし、地域の医療機関・保健福祉関係機関等に対する診療支援や研修・普及啓発を推進する【こども家庭庁】
- ・ 「健やか親子 21」の一環として、こどもの心の健康に関する指標も含む「成育医療等基本方針に基づく評価指標」により自治体別データを把握するとともに、こどもの心の健康に関する啓発等を推進する【こども家庭庁】
- ・ こどもたちに「命を大切にすること」や「みんなと仲良くすること」を伝えることで、こども自身が様々な権利の享有主体であることを認識し、こどもの気づきを促すとともに、互いの違いを認め合い、尊重することの重要性について理解を深めてもらうことを目的として、人権教室、全国中学生人権作文コンテスト、「人権の花運動」といった活動や啓発冊子の配布・動画の配信等の人権啓発活動を実施する【法務省】
- ・ SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育について、各教科等の授業等において、地域の保健師等も活用しつつ、すべての児童生徒が、「SOS の出し方に関する教育」を年 1 回受けられるよう全国の教育委員会等に周知するとともに、学校が行う SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育のモデル構築や啓発資料を国において作成・周知を行う。また、こどもが SOS を出した際に、教員や保護者といった周囲の大人が受け止められることが求められるため、こどもの SOS をどのように受け止めるかに

について学ぶ機会の設定などの取組を確実に進める【文部科学省・厚生労働省】

- ・ 小中高等学校において、学習指導要領に基づき、心身の機能の発達や、不安、悩み、ストレスへの対処、精神疾患の予防と回復など、「心の健康」に関する内容について、発達段階に応じて系統性をもって指導する。児童生徒が、自身の心の状態を見つめ対処できるよう、小中学生を対象とした「心の健康」に関する啓発資料を作成・周知する【文部科学省】
- ・ こども家庭庁及び文部科学省を共同議長とする「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」において整理した、いじめ防止対策に係る検討課題をについて順次対応していくとともに、各教育委員会や私立学校主管課の担当者向けの研修会等を通じ、いじめ防止対策推進法や「いじめの防止等に関する基本的な方針」を周知し、学校におけるいじめの積極的な認知や組織的な対応を徹底する。【文部科学省】
- ・ 道德教育の抜本的改善・充実のため、道德教育アーカイブの充実や学校や地域等が抱える課題に応じた支援などの取組を進める【文部科学省】

(3) 自殺リスクの早期発見

- ・ 自殺リスク含む潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげるため、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データの分野を超えた連携に取り組む。全国での取組強化に向けた具体策と工程表を策定する【こども家庭庁】
- ・ こども・子育て世帯を包括的に支援する「こども家庭センター」の設置支援等に取り組む【こども家庭庁】
- ・ 少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握した事案の悪質性、重大性及び緊急性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携して対応する【警察庁】
- ・ 街頭補導活動、サイバーパトロール、インターネット・ホットラインセンターからの通報等により端緒情報の把握に努め、性被害を受けた少年を早期に発見・保護をする【警察庁】
- ・ 全国の小中学校の全ての児童生徒を対象にした「こどもの人権SOSミニレター」を配布し、法務局職員又は人権擁護委員が手紙等のやり取りを通じ

てこどもの悩みに寄り添う取組を実施する【法務省】

- ・ 1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指すとともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する【文部科学省】
- ・ 公立の小学校、中学校等にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を促進する等により、教育相談体制の充実を図る【文部科学省】
- ・ 学校における情報モラル教育の充実を目指すため、教員等を対象とした情報モラル教育指導者セミナーを実施するとともに、情報モラル教育に関するコンテンツ（動画教材等）を作成する【文部科学省】
- ・ インターネット上の有害環境から青少年を守るため、PTAと連携したネット利用に関する保護者向けシンポジウムの開催や、地域における情報モラルやメディアリテラシーを身に付ける先進的な啓発活動等への支援を行う【文部科学省】

(4) 電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ #9999 という、わかりやすい番号で自殺念慮も含むあらゆる困りごとを一元的に受け付け、関係団体が連携し、一つの大きなまとまりとして相談対応を行う「孤独・孤立相談ダイヤル」の試行事業を実施する。その際、利用者が相談する分野の一つに「18歳以下の方」の分野を設定し、利用促進を図る【内閣官房】
- ・ 孤独・孤立対策ウェブサイトのこども（18歳以下）向け専用ページにより、相談先の案内など声を上げやすくするための情報発信に取り組む【内閣官房】
- ・ 予期せぬ妊娠等により、バイオサイコソーシャル（身体的・精神的・社会的）な悩みを抱える若年妊婦等に対し、性と健康の相談センター事業により、保健所等において専門的な相談支援を行うとともに、若年妊婦等が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、地域のNPO等を通じたアウトリーチ・SNS等による相談支援体制の構築等を推進する【こども家庭庁】
- ・ いじめや体罰・虐待といったこどもをめぐる様々な人権問題について電話

で相談を受けつける「こどもの人権 110 番」、パソコン、スマートフォンなどから相談することができる「こどもの人権 SOS－e メール」や SNS（LINE）を用いた「SNS（LINE）人権相談」といった、こどもの人権を守る取組を引き続き実施する【法務省】

- ・ 教育委員会等で SNS 等を活用した双方向の文字情報等による相談を推進するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援する【文部科学省】
- ・ 行政機関又は民間団体が行う LINE やウェブチャット、チャットボット等の SNS を活用した相談体制の強化、相談者の状況に応じた支援情報の提供、支援を行うための人材の養成を行う【厚生労働省】

(5) 自殺予防のための対応

- ・ 親への支援も重要であることから、養育環境に課題を抱えた子育て世帯等に対する訪問による生活の支援も併せて推進する【こども家庭庁】
- ・ 全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるよう、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」を策定し、これに基づいて、こどもの居場所づくりを推進する【こども家庭庁】
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年がインターネットを利用して有害な情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするためにフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う【こども家庭庁】
- ・ 自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施する【警察庁】
- ・ 少年サポートセンターにおいて、少年補導職員等により、個々の被害少年の特性に応じた計画的なカウンセリングや、家庭、学校、児童相談所等と連携した環境調整等による継続的な支援を行う【警察庁】
- ・ 警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンターにおいて、インターネット利用者等からインターネット上の人命保護の観点から緊急的な対処を要する自殺予告事案を受理した場合には、都道府県警察に通報

するとともに、自殺関与の情報や、自殺の誘引・勧誘情報に係る通報（以下「自殺誘引等情報」という。）を受理した場合は、直接サイト管理者等に削除依頼を行う。また、警察庁の委託事業であるサイバーパトロールセンターにおいて、インターネット上の自殺予告や自殺誘引等情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターに通報する【警察庁】

- ・ インターネット上の自殺予告事案については、都道府県警察において、電気通信関連団体により策定された「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」に基づき、プロバイダ等と連携し自殺防止の措置を講じる【警察庁】
- ・ 不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保のため、関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実を図る【文部科学省】
- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を目指す【こども家庭庁・厚生労働省】
- ・ 都道府県等において、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、自殺未遂者が救急病院退院後の、地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う【厚生労働省】

(6) 遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営、遺児等やその保護者への相談機関の周知を支援するとともに、児童生徒と日頃から接する機会の多い学校の教職員を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による遺児等に関する相談体制を充実する【こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省】
- ・ 遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。【文部科学省】

4. こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化

(1) こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携

- ・ セルフネグレクトのように、人とのつながりを持っていない様々な背景を抱えている方々が支援から取り残されることがないように、孤独・孤立対策のキャンペーン（令和5年夏）及び、令和6年より取組を本格化する孤独・孤立対策強化月間（5月）において、関係省庁が連携して、集中的な広報・啓発活動・関連イベントを実施する【内閣官房、こども家庭庁ほか関係省庁】
- ・ 官・民・NPO等の関係者の連携・協働の下で一体となって取組を進める地方における孤独・孤立対策の官民連携プラットフォームのモデル構築事業について、自殺対策やこどもに関連する事業の取組事例の成果を全国で共有する【内閣官房】
- ・ こどもの自殺は長期休暇明け前後に増加する傾向があることから、夏休みの集中的な啓発活動・自殺予防週間（9月10～16日）・自殺対策強化月間（3月）において、関係省庁が連携して、こどもの自殺対策に向け、こどもに届くような広報に取り組む【こども家庭庁、厚生労働省ほか関係省庁】
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省ほか関係省庁】

(2) こどもの自殺対策に関する関係省庁の体制強化

- ・ こども政策の司令塔であるこども家庭庁において、こどもの自殺対策に関して総合的な施策に係る企画立案及び関係各省庁・省内関係部局との調整を行うため、自殺対策室の体制強化を図る【こども家庭庁】
- ・ こどもの自殺対策に関しては、「こども若者★いけんぷらす」（こども・若者意見反映推進事業）を活用するなどし、こどもや若者の意見を聴き、その結果を制度や政策に反映していく。その際、こどもや若者が必要な支援にアクセスしやすくなるような周知の方法等についても検討する【こども家庭庁ほか関係省庁】
- ・ 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第32号）に基づき厚生労働大臣より指定される指定調査研究等法人において、必要な情報収集・調査分析を実施する体制強化を図る【厚生労働省】
- ・ 本とりまとめの進捗状況について今後も確認していく【関係全省庁】

こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議の開催について

〔 令和5年4月27日 〕
〔 関係省庁申し合わせ 〕

- 1 令和4年の児童生徒の自殺者数が過去最多となった事実等を重く受け止め、こどもの自殺対策に関し、関係省庁の知見を結集し、総合的な施策を推進するため、こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

議長代理 こども家庭庁長官

副 議 長 こども家庭庁支援局長

構 成 員 内閣官房孤独・孤立対策担当室長

警察庁生活安全局長

こども家庭庁成育局長

消防庁次長

法務省人権擁護局長

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省社会・援護局長
- 3 連絡会議の庶務は、こども家庭庁支援局総務課自殺対策室において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(参考2)

こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議の開催経緯

第1回 令和5年4月27日 関係省庁からの報告

第2回 令和5年5月19日 有識者等からのヒアリング

- ・ NPO法人自殺対策推進センター ライフリンク代表 清水康之氏
- ・ 九州産業大学学術研究推進機構 科研費特任研究員 窪田由紀氏
- ・ NPO 法人あなたのいばしょ理事長 大空幸星氏
- ・ 子どもの発達科学研究所／主席研究員 和久田学氏
- ・ 大阪府吹田市教育委員会学校教育部教育未来創生室参事 草場敦子氏

第3回 令和5年5月26日 有識者等からのヒアリング

- ・ 東京大学大学院教育学研究科特任助教 一般社団法人RAMP S代表
理事 北川裕子氏
- ・ NPO法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表 山口和浩氏

第4回 令和5年6月2日 とりまとめ

※ 上記以外の議長への対応

令和5年5月26日 生きづらさに直面し、傷ついたことのある若者との
意見交換

令和5年5月28日 長野県子どもの自殺危機対応チームとの意見交換

参自発 0712 第 2 号
令和 6 年 7 月 12 日

都道府県
各 指定都市 自殺対策主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）

令和 6 年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）第 7 条第 2 項において、9 月 10 日から 9 月 16 日の 1 週間は「自殺予防週間」と位置づけられています。また、同条第 3 項に基づき、国及び地方公共団体は、この期間に啓発活動を広く展開するとともに、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」（令和 4 年 10 月 14 日閣議決定）において、自殺予防週間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出し「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしており、特に長期休暇明け前後にはこどもの自殺リスクが高まることから、自殺予防週間に先駆けて長期休暇期間中から啓発活動を行っていくこととしています。

また、令和 5 年の小中高生の自殺者数は 513 人であり、過去最多であった前年（令和 4 年は 514 人）と同水準となっており、令和 5 年 6 月 2 日に取りまとめられた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、引き続き、こどもの自殺対策を推進していくこととしています。本プラン等については、こども家庭庁から、別添のとおり、「こどもの自殺対策に係る取組について」（令和 6 年 7 月 12 日付けこ支総第 71 号こども家庭庁支援局総務課自殺対策室通知）が発出されておりますので、ご参照ください。

なお、文部科学省から、別添のとおり、「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（令和 6 年 7 月 12 日付け 6 初児生第 9 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）が発出されておりますので、教育委員会担当課等との連携を図っていただくようお願いいたします。

ついては、各都道府県・指定都市・市区町村におかれても、自殺予防週間に向けて各

種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴管内の関係機関、関係団体等に自殺予防週間に向けた取組を呼びかけていただくようお願いいたします。あわせて、下記についてご協力をお願いいたします。

記

1 広報ポスターの掲示及び広報動画の活用について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺予防週間に関する広報ポスターを作成いたしますので、掲示のご協力をお願いいたします。

なお、ポスターの掲示場所については、多くの人が集まる場所への掲示が効果的と考えます。例年の配布事例では、公的機関の他、大型商業施設、スーパー、コンビニ、金融機関などへの配布も報告いただいているところですので、このような事例も参考に、掲示先のご検討をお願い致します。

また、ポスターは、7月下旬を目途にお送りする予定ですが、夏季休暇の時期も考慮し、自殺予防週間を迎える前（8月）から掲示いただくことが効果的と考えるので、準備が整い次第、早めに掲示いただくようお願い致します。

併せて、自殺予防週間に関する広報動画も作成しますので、SNS等での情報発信や関係機関、関係団体への周知につきましてもご協力をお願い致します。

2 自殺予防週間における取組の強化について

こころの健康相談統一ダイヤルにつきましては、例年、自殺予防週間の取組に併せて、相談時間の延長、回線の増設等相談体制の強化を図っている自治体からの報告を受けており、相談員の確保等のご尽力に感謝申し上げます。

その上で、今年度、相談体制の拡充を予定又は検討する場合に当たっては、相談時間の延長の他、例えば自殺が多い時間帯（深夜帯、早朝帯など）に着目して、一定期間その部分に特化して拡充する方法も効果的と考えますので、自殺予防週間の取組としてご検討いただければ幸いです。

3 自殺予防週間に実施する取組の公表について

貴自治体（都道府県におかれては管内市区町村分も含む。）が令和6年度「自殺予防週間」にあわせて実施する取組については、①「支援情報検索サイト」への登録及び公表、②関係府省庁・関係団体の取組とともに厚生労働省ホームページ等において公表を行う予定です。

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電話：03-5253-1111（内線2837）

担当者：宮本、若松、金谷、井上

E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp